

2025 年国際ネット詐欺の被害状況と

「国民を詐欺から守るための総合対策」について

秋田市市民相談センター

消費生活相談員 小玉 順子

みなさまこんにちは。台湾でまた皆様にお会いできたこと、大変うれしく思います。昨年の京都会議でも国際ネット詐欺の被害状況や被害防止対策について発表させていただきましたが、今回は前回発表以降の新たな動きなどをお伝えしたいと思います。

日本では電話やインターネットなどを使い、被害者に対面することなく現金などを騙し取る犯罪のことを「特殊詐欺」と定義しています。

2024 年 1 月から 12 月までの日本の特殊詐欺被害について、認知件数 21,043 件、被害総額 718 億 8 千万円でした¹。統計を取り始めてから被害額が最も高額になり、極めて憂慮すべき状況となりました。特殊詐欺の被害を防止するため、日本ではさまざまな取り組みが進められています。

¹警察庁組織犯罪対策第二課生活安全企画班「令和 6 年（2024 年）における特殊詐欺および SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2024.pdf

わたくしは秋田市役所の秋田市市民相談センターに消費生活相談員として勤務しております。消費生活にかかわる相談を受け、解決に向けた助言を行ったりしていますが、特殊詐欺の被害にあった方、被害にあいそうになった方たちからの相談も受けております。この発表では、特殊詐欺被害防止のため日本で行われている取組や、相談事例などを紹介いたします。

1. 特殊詐欺の新しい手口

(1) 国際電話、自動音声

固定電話、携帯電話で頭に「+（プラス）」と表示される国際電話番号から電話がかかってきて、電話に出ると自動音声で「あなたの電話があと 2 時間で使用停止になる。詳細を聞くには 1 を押してください」などといわれます。この自動音声の電話は、留守番電話にメッセージを残します。1 を押すと詐欺グループのメンバーが電話に出て、「電話料金が未納だ」「あなたの携帯電話番号が詐欺に使われている」「あなたの個人情報が悪用されている」などといい、最終的に金銭を支払うよう誘導されるのです。

国際電話は北米地域の番号が使われることが多いですが、必ずしも北米地域からかけているわけではなく、東南アジアの特殊詐欺グルー

プの拠点から番号を偽装して電話をかけている可能性が高いと言われています。

(2) 警察官をかたる

上記の電話で特殊詐欺グループのメンバーから「あなたの携帯電話が詐欺に使われている」「あなたの個人情報が悪用されている」と言われ、この件は既に警察が捜査しているといって、実在する警察署名と担当課と担当者名を告げられ、直接電話をするよう指示されます。電話をかけると担当者が電話に出ますが、警察署の番号は実在する番号とは異なる番号であり、電話の相手は偽警察官です。

偽警察官はLINEでビデオ通話をするよう告げ、LINE IDを教え、IDを友だち登録するよう指示します。ビデオ通話の時に「あなたに逮捕状が出ています」などと言って偽の逮捕状や捜査令状などを見せてきます。警察官である証明だとして警察手帳（身分証明書）を提示し、電話をしている部屋に警察の旗が貼られている、警察官の制服、上着やコートなどが壁にかけられているなど、いかにも警察署の中からビデオ通話しているかのように偽装しています。偽警察官だけでなく、偽検察官、偽弁護士などが登場してくる場合もあ

ります。逮捕状が P D F で送付されてくるケース、偽の警察署ホームページに教えられた事件番号を打ち込むと逮捕状が表示されるケースもあります。

2 0 2 5 年からは、電話での特殊詐欺に警察官、検察官が登場する事例が非常に増えております。

(3) 金銭の支払方法

金銭の支払方法は、8 割が銀行口座への振込、そのほかの方法としてビットコインなど暗号資産で支払わせる方法、現金を宅配便などで指定住所へ送付させる方法、詐欺グループの「受け子」と呼ばれるメンバーが直接詐欺のターゲット宅へ行き金銭を受け取る方法などがあります。

昨年来、特殊詐欺グループが「受け子」をネット等で募集しようとしても、闇バイト対策により人員を集めることが困難になりつつあります。そこで特殊詐欺グループは以前特殊詐欺の被害にあった人に、「受け子をやれば被害金額を取り戻せる」などといい、犯罪に引きずり込むケースが発生しています。ⁱ

(4) 事例紹介

【事例 1】 相談者・60 代男性

携帯電話に＋の付いた番号から電話が来た。何かと思って電話に出ると、「あなたの携帯電話があと 2 時間で機能停止になります。詳細を聞くには 9 を押してください」という自動音声が流れてきた。詳細が分からないと対処もできないと思い 9 を押すと、「新宿西口携帯電話ショップです。あなたの携帯電話番号が他県の詐欺事件で使われていて、警察からこの番号の持ち主に電話するよう言われたので電話しました。管轄の警察署が新宿中央署になります。新宿中央署刑事二課の A さんが担当ですので、いまからいう電話番号に直接電話してもらえますか」といわれた。警察の電話番号の下 4 桁が 0 1 1 0 だったので、1 1 0 番がついているなら警察署の電話だろうと信じてしまった。新宿中央署刑事二課へ電話をかけると A が出た。身分証明書の画像を送るよう言われ、運転免許証の写真データを A に送った。徳島県内の詐欺事件で犯人が使っていたのが私の携帯電話番号で、このままでは詐欺犯の協力者になるといわれた。相談者は「誰にも携帯電話番号を教えていないし、ましてや詐欺グループとの接点はない。そんなことを言われても困る」と話したところ、A から「被害者に被害金額を弁

済すれば、誠意を見せることになり、罪も軽くなる」といわれた。いくらぐらい支払えばいいのかと聞いたら、「とりあえず100万円を被害者に支払って、被害者が納得すれば被害届を取り下げてもらえる」といわれた。しばらく考えたが、このまま罪に問われるより百万円支払った方が良いのではないかと思い、支払うことにした。Aから指示された個人名義の銀行口座に100万円振込んだ。

振込後まもなくして再びAから電話が来た。「被害者に振込のことを伝えたが、被害者の被害金額は350万円で、全額支払ってくれば被害届を取り下げるといわれた」とのこと。相談者は貯えが150万円ほどあり、「残り150万円だったらすぐ振り込めるが、残り100万円が用意できない」と正直に話した。Aから「とりあえずある分だけでも振り込んで」と言われたので150万円振り込んだ。残り100万円を工面するため友人に相談したら「その話はおかしい」といわれた。友人がネットで調べ、新宿西口携帯電話ショップや新宿中央警察署は存在しないことが分かった。警察署の電話番号も実在する警察の電話番号ではなかった。

【事例2】 相談者・60代女性

他県警察署の警察官を名乗る男性から「あなた名義の銀行口座が犯罪に使われている」と固定電話に電話がきた。「(10 年程利用していない) A 銀行の口座に数十億円がプールされている。詐欺容疑がかかけられているので、あなた名義の他の銀行口座も調査する必要がある口座情報を教えるように」と言われ、所持している B 銀行、C 銀行の口座の情報を教えた。「B 銀行の口座残高 70 万円について、今後の捜査対象になるか調べるため、紙幣の通し番号を造幣局で確認する。残高をいったんネット銀行に振込んで欲しい、今後の連絡は LINE で行う」といわれた。

LINE が使える携帯電話を所持していないというと、「捜査終了後携帯端末の購入代金や通信費用は警察から支払われるので、指定機種（購入価格 11 万円の iPhone）を購入し新規契約してほしい」といわれ、急いで近隣の携帯ショップへ行き契約した。警察官と固定電話で話しながら LINE アプリをインストールした。その後警察官と LINE ビデオ通話で話し、警察手帳も見せてもらい、警察署の中らしき風景も見えたので信用してしまった。

まずは B 銀行の振込限度額を 80 万円に増やすよう指示があり、手続きを行った。その後 ATM【現金自動預け払い機】でネット銀行の

個人名義口座に 70 万円を振込むよう指示があり、別の警察官から A T M の操作方法を教えてもらいながら振込成功した。「犯罪と無関係と判明すれば、70 万円と i P h o n e 購入代金、通信料は返金する」と再度説明を受けた

その後 3 日間、警察官から変わったことがないか、など何度も L I N E 電話がきていた。昨日来た電話にて「携帯ショップで端末内の不要なアプリなどを見直ししてもらおう」と話したところ、以降一切連絡がない。不安になり「捜査はどうなったか」とメッセージを送ったが既読にもなっておらず、詐欺にあったと分かった。

2. 金融機関との連携

(1) 犯罪対策閣僚会議

2024 年 12 月 17 日、犯罪対策閣僚会議¹⁾で「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」が発表されました。緊急対策の中に「犯罪者のツールを奪うための対策」が定められ、「被害金の追跡を行うにあたって、金融機関に照会を行う必要があるところ、金融機関への照会・回答の迅速化を図る」として、金融機関に協力を求めました。

(2) 金融機関と警察庁における特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした

「情報連携協定書」

2025 年 1 月 17 日、2 月 27 日、6 月 18 日、8 月 8 日、大手銀行等と警察庁において、詐欺被害の防止及び検挙に資する対策を強化するため、銀行等がモニタリングを通じて把握した、詐欺被害に遭われている可能性が高いと判断した取引等に係る口座に関連する情報について、関係する都道府県警察及び警察庁に迅速な共有を行うことなどを内容とする「情報連携協定書」が締結されましたⁱⁱⁱ。この協定書に係る取り組みは、金融庁と警察庁が連名で金融機関宛てに要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」のうち、「警察への情報提供・連携の強化」に関するものです。

(3) 連携による効果

被害者が詐欺グループから指示された口座に振込みしたが、振込口座が詐欺に利用されている恐れがあるなどで金融機関が注視していた口座だった場合、振込後すぐ振込先金融機関から被害者に連絡が入ったり、金融機関が警察を通し被害者に連絡を依頼したりするようになってきています。連携により金銭的被害が防げた事例を紹介します。

【事例 1】相談者・40 代女性

ネット広告で知った、業者が指定する動画を見て「いいね」を押すと報酬がもらえるという副業をすることになり、業者指定の口座にコンサルタント料 30 万円を振込んだ。数時間後、振込先銀行から電話が来て、「あなたが振り込んだ口座だが詐欺被害につながるおそれがある。振り込んだ 30 万円は当方で手続きをストップしている。すぐ警察に相談するように」といわれた。警察に相談し、銀行に連絡を取ってもらったところ、30 万円は相談者の口座に返金されることになった。

【事例 2】相談者・50 代男性

フェイスブックの広告で見た投資サークルに入会し、「(有名な人をかたる) 先生」の指示通り投資金 100 万円を指定口座に振込んだ。警察から電話が来て、振込先銀行より振込口座が犯罪に利用されている恐れがあると連絡があった」といわれた。警察署に行き、銀行へ連絡を取ってもらったところ、振り込んだ 100 万円は相談者の口座に返金するといわれた。

3. 闇バイト問題

(1) 犯罪対策閣僚会議

2024 年 12 月 17 日の犯罪対策閣僚会議において、闇バイト問題への緊急対策が発表されました。

闇バイトによる特殊詐欺被害だけでなく、強盗被害が相次いで発生し、被害者が亡くなる痛ましい事案も発生していることが問題になっていました。また、普通のアルバイト募集サイトや求人アプリに闇バイトの募集が紛れていたり、オンラインゲームのチャットで闇バイトとは知らされず、「高額報酬のアルバイトがある」「海外で働かないか」などと誘われるケースなどもあります。これら闇バイトの勧誘を防ぐため、捜査員が架空の人物の身分証などを使って闇バイトに応募し、犯行グループに接触する「仮想身分捜査」を早期に実施するとしました^{iv}。

村上総務大臣は 2024 年 12 月 17 日の閣議の後の記者会見^vにおいて、①SNS 事業者闇バイト募集の投稿を削除するよう促す対策②アルバイトの募集を行う者の氏名や業務内容などの明示がない募集は職業安定法に違反するとし、インターネットサービスを提供する事業者に対し、携帯電話番号による認証など本人確認の厳格化や利用者への注意喚起などの対策③スマホで闇バイト募集に利用される

通信アプリのうち「シグナル」などのサービスが悪用されている場合があり、犯罪捜査を難しくしている面があるとし、通信サービスを所管する立場から、犯罪対策に必要な協力をしていきたい、と考えを述べました。

このほか、総務省では闇バイト対策について、プラットフォーム事業者へのヒアリング^{vi}も行い、新たな対策を協議しています。

4. 国際的な連携

(1) 被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組

2025 年 4 月 22 日開催の犯罪対策閣僚会議^{vii}において、被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組が発表されました。①金融機関等との情報共有等の枠組みの創設②暗号資産の没収・保全に向けた法整備③SNS 事業者の照会対応の強化について実効性のある方策を検討、特に海外事業者について、日本法人窓口の設置を働きかけるなど、情報提供の迅速化のための環境整備を行う④通信履歴の保存の義務化などを検討するとなりました。

このほか⑤国際的な枠組みを通じた議論への参加として、2025 年 3 月に英国および EU が共催した「合法的アクセスに関する国際シ

ンポジウム」に参加し、各国政府機関やテクノロジー業界等との継続的な対話等を構築するため、合法的なアクセスを維持する重要性や課題などの議論を行い、引き続き必要に応じ捜査機関が一定の条件化で暗号化されたコンテンツなどに関するデータを取得できるよう、G 7 等の国際的な枠組みを通じた議論に参加することになりました。

（２）外国捜査機関等に対する捜査共助・協力

国境をまたいだ被害回復の充実に向け、関係機関や外国当局との協力関係を強化してきましたが、海外に流出した被害金の迅速な捜査・被害回復のため、ＩＣＰＯを通じた捜査協力、外国のＦＩＵ【金融情報機関 Financial Intelligence Unit】^{viii}との情報交換、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等により、事件に関する情報を早期に入手・分析し、没収・追徴を可能とすべく、海外に移転した犯罪収益等を特定する手段につき検討を行っています。

（３）連携の成果

2025 年 8 月 20 日、カンボジアの特殊詐欺拠点で 29 名の日本人が拘束されたとの報道がありました^{ix}。この拠点は愛知県の男性からの情報提供により判明し、愛知県警は外務省などを通じ現地捜査当局と連携し捜査を進め、今年 5 月現地捜査当局が拠点施設を搜索し日

本人 29 名を拘束したものです。現地捜査当局は拠点施設からスマートフォンやパソコン、(日本の)警察官の制服のようなものを押収したとのことです。

5. 被害救済方法～銀行口座凍結を巡って

(1) 振り込め詐欺被害救済法

振り込め詐欺救済法^xは、振り込め詐欺などの犯罪で振り込まれたお金が残っている「犯罪利用預金口座」の残高を被害者に分配することとで、被害回復を図るための法律です。被害者は警察と振込先の金融機関に連絡し口座の凍結を求めることができます。口座残高や被害者の数によっては被害額の全額または一部が返還される可能性があります。残高が 1,000 円未満の場合や被害額が口座残高を超えている場合は対象外となります。

(2) 預金保険機構による公告^{xi}

被害者が振り込んだ銀行口座が既に口座凍結されていないかを預金保険機構の HP から調べることができます。口座凍結されている場合は申請期日や申請先銀行の連絡先などが記載されます。申請手続きは被害者自身で行うことが可能です。

(3) 「支払督促」による口座凍結妨害

支払督促^{xii}とは、「貸したお金を返してもらえない」「売掛代金や売買代金を支払ってもらえない」というときに利用することができる制度です。簡易裁判所に申立て、所定の申立書や請求の根拠になる資料などを添付して手続きします。支払督促は申立人の申立て内容のみに基づき、簡易裁判所の書記官が相手方に金銭の支払いを命じます。相手方から期間内に請求について異議申立てがなければ、判決と同様の支払命令（法的効力）が生じます。金銭トラブルを書面審査のみで迅速に解決を図ることができる制度ではありますが、詐欺事件の被害者が振込口座を口座凍結した時に特殊詐欺グループが偽の情報で支払督促を申立て、口座凍結された口座の差し押さえを行うことで、口座凍結を妨害するケースが出てきています。

(4) 被害の実例

詐欺事件の被害者が振込口座の凍結手続きを行います。本来であれば、口座に残高があれば被害者への返金に充てられることとなりますが、凍結されていた口座を、被害者とは全く無関係の「会社^{xiii}」がうその支払督促の申立てを行い、口座を差し押さえられたというものです。裁判所の手続きを悪用し、詐欺事件の被害金を、特殊詐欺グルー

プがまるまる回収してしまうため、被害回復を行うことはできず、特殊詐欺グループは支払督促でマネーロンダリングを行い、正当に被害金を入手できてしまうのです。支払督促の簡易さ、迅速さを悪用されたものです。支払督促による差し押さえで裁判になっているケースがあり、マスコミで報道されました。また、本件代理人の荒井哲朗弁護士ブログにも事件の詳細が記載されております。長文になりますのでここでは紹介いたしません、添付の URL でご確認くださいませようをお願いいたします^{xiv}。

(5) 被害回復給付金支給制度（検察庁）^{xv}

振り込め詐欺被害救済法以外の被害回復方法として、被害回復給付金支給制度があります。

組織犯罪処罰法の改正により 2006 年 12 月 1 日から、詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合やいわゆるマネーロンダリングが行われた場合に、刑事裁判により犯人からはく奪（没収・追徴）することができるようになりました。このようにして犯人からはく奪した「犯罪被害財産を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金

を支給する制度が「被害回復給付金支給制度」となります。外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」を我が国が譲り受けた場合も「被害回復給付金支給制度」が利用できます。全ての被害者に対応するわけではありませんが、もし口座凍結で被害回復ができなくても、被害回復給付制度による救済が受けられるケースがあります。適用されるかどうかは被害にあった特殊詐欺事件について、検察庁のホームページで「支給手続開始事件」になっているかを調べる必要があります。

6. 特殊詐欺被害を防止するための広報、啓発

(1) 固定電話からはじまる詐欺被害を防止する

高齢者をターゲットにする特殊詐欺は、固定電話が入口になっているケースが多いです。高齢者宅の固定電話は、番号表示設定（ナンバーディスプレイ）や電話番号非通知の受信拒否設定（ナンバーリクエスト）などが行われておらず、全く対策がなされていないのです。そこで特殊詐欺被害防止のため、70歳以上の契約者または70歳以上の同居家族がいる契約者について、電話会社によるナンバーディスプレイ、ナンバーリクエストサービスを工事費無料・月額利用料無料で

行っています^{xvi}。

(2) 国際電話からはじまる詐欺被害を防止する

最近の特殊詐欺では国際電話を用いて接触するケースが多くあります。その際頭に「+」が表示される番号から着信があるのですが、国際電話とは知らずに電話に出てしまい特殊詐欺被害にあう方も少なからずおります。そこで、普段国際電話を使わない方について、国際電話の受信拒否設定^{xvii}を行うことが出来るようになりました。

いままでは、契約している電話会社に連絡して設定を行うシステムになっていましたが、固定電話で国際電話受信拒否設定をしたい場合は「国際電話不取扱受付センター」でも手続きが可能になりました。

(3) 実際の特殊詐欺電話を体験する^{xviii}

警視庁特殊詐欺対策本部はじめ、各県の警察本部では、実際に特殊詐欺グループからかかってきた電話の音声や、ビデオ通話の画像などが体験できるようになっています。実際に相手の話や説明を聞き、同様の電話が来ても特殊詐欺電話と判断できるように、あらかじめ体験して知っておくということも重要と思われます。

(4) トクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）^{xix}による訪問販売の注意喚起

トクリュウは特殊詐欺グループとのかかわりが深いといわれており、実働部隊としてさまざまな活動を行っています。トクリュウがかかわる訪問販売、特に悪質な住宅リフォームについて問題になっています。「今屋根を修理しないと家が壊れる」「柱が腐っていて家が倒れる」などと不安をあおり、すぐに工事を行い高額な費用を請求する、という事例が全国で発生しています。工事はずさんで費用に見合う内容ではありません。訪問業者はネットの闇バイト募集で集められた人たちであり、住宅工事や修理の専門家ではありません。工事費用として支払われた金銭は、特殊詐欺グループの資金源になってしまいます。

トクリュウが住宅リフォーム契約をする場合、家の内外をくまなく確認し、出入口や家の間取り、家族構成、防犯カメラの有無などを調べます。金目の物があると判断されると、後日強盗の被害にあう可能性もあります。実際に関東方面でトクリュウによる強盗被害が複数発生し死傷者も出ています。

日本では訪問販売じたいが禁止ではありませんので、訪問販売業者が訪問してきたときの対応や、危険と判断した時に取るべき行動など、特に高齢者向けの消費生活出前講座で取り上げて注意喚起しています。

今年 10 月から警察庁にトクリュウの捜査、集中的取り締まりを行う部門「匿名・流動型犯罪グループ取締りターゲット捜査チーム」^{xx}、略称『T3』が発足し、全国の警察から集められたおよそ 200 人の専従の捜査員が法令を駆使しながら、いわばトップダウン型の集中的な取締りを行い、突き上げ捜査との相乗効果によって、犯罪組織そのものや、ビジネスモデルの解体につなげるとしています。

以上、特殊詐欺被害の状況、対策などをお話いたしました。これからも各国が密に情報交換を行い連携して、問題解決、被害防止に結びつくことを願います。今後もこれらを注視し、問題解決にあたっていきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

ⁱ 特殊詐欺の被害者 勧誘され詐欺に加担か 名古屋の容疑者逮捕 (NHK 東海 NEWS WEB2025 年 07 月 24 日 11 時 36 分)

<https://www3.nhk.or.jp/tokai-news/20250724/3000042743.html>

ⁱⁱ 2024 年 12 月 17 日開催、犯罪閣僚対策会議。いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（「国民を詐欺から守るための総合対策」のフォローアップを含む。）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/241217/kinkyu_taisaku.pdf

ⁱⁱⁱ警察庁・特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした金融機関との「情報連携協定書」締結について 2025 年 8 月 8 日

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250804001.html>

金融庁・特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした金融機関との「情報連携協定書」締結について 2025 年 6 月 18 日

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250618/20250618.html>

【協定に参加した銀行等】

2025 年 7 月 1 日 株式会社ゆうちょ銀行・2025 年 2 月 27 日 PayPay 銀行株式会社・2025 年 6 月 18 日 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行、三井住友信託銀行株式会社・2025 年 7 月 23 日 三菱UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社UI 銀行・2025 年 8 月 8 日 株式会社セブン銀行、ソニー銀行株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社イオン銀行、株式会社大和ネクスト銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社SMB C 信託銀行、オリックス銀行株式会社、GMO あおぞらネット銀行株式会社、株式会社SBI 新生銀行

^{iv} 闇バイト取締り「仮装身分捜査」とは 政府が緊急対策決定 (NHKNEWSWEB2024 年 12 月 17 日 19 時 39 分)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241217/k10014670011000.html>
「仮装身分捜査」全国で初実施 詐欺事件の容疑者を検挙 警視庁 (NHKNEWSWEB2025 年 6 月 9 日 11 時 58 分)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250609/k10014829721000.html>

^v 総務省 HP 村上総務大臣閣議後記者会見の概要 (2024 年 12 月 17 日)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001402.html

^{vi} 総務省デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ (第 8 回) 2025 年 5 月 15 日

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_shokadai/02ryutsu02_04000542.html

総務省 HP 闇バイト対策プラットフォーム事業者へのヒアリング総括

https://www.soumu.go.jp/main_content/001016417.pdf

^{vii} 2025 年 4 月 22 日開催犯罪閣僚対策会議。国民を詐欺から守るための総合対策 2.0 (概要)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/gaiyou-1.pdf>

「国民を詐欺から守るための総合対策」等の取り組み状況について (概要)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/gaiyou-2.pdf>

^{viii} 日本における FIU～警察庁の「犯罪収益移転防止対策室 (JAFIC)」が FIU としての役割を担っています。

^{ix} カンボジア特殊詐欺拠点で拘束の日本人 29 人 移送中機内で逮捕
(NHKNEWSWEB2025 年 8 月 20 日 21 時 44 分)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250820/k10014898471000.html>

^x 正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」

^{xi} 預金保険機構「公告事務の概要」

※日本の公的機関では「業務」のことを「事務」と称します。

https://www.dic.go.jp/yokinsha/page_002043_00006.html

預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づく公告」<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

^{xii} 裁判所 HP「支払督促」より

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_13/index.html

^{xiii} ここでいう「会社」だが、登記もあり、法人番号もある。特殊詐欺の振込口座には個人名義の口座だけでなく、法人名義の口座も存在する。特殊詐欺グループの中には、ダミー会社設立を担当するセクションもあり、特殊詐欺グループがかかわって設立された法人が支払督促の申立てを行っていると言われています。

^{xiv} 「うその申立てで凍結口座差し押さえ『支払督促』利用される（NHKNEWSWEB2025年1月30日10時05分）

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250130/k10014707301000.html>

あおい法律事務所ブログ「凍結預金に対する不当執行事案について」荒井哲朗弁護士
(2025年1月21日)

[https://aoi-](https://aoi-law.com/blog_case/%E5%87%8D%E7%B5%90%E9%A0%90%E9%87%91%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%8D%E5%BD%93%E5%9F%B7%E8%A1%8C%E4%BA%8B%E6%A1%88%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/)

[law.com/blog_case/%E5%87%8D%E7%B5%90%E9%A0%90%E9%87%91%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%8D%E5%BD%93%E5%9F%B7%E8%A1%8C%E4%BA%8B%E6%A1%88%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/](https://aoi-law.com/blog_case/%E5%87%8D%E7%B5%90%E9%A0%90%E9%87%91%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%8D%E5%BD%93%E5%9F%B7%E8%A1%8C%E4%BA%8B%E6%A1%88%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/)

^{xv} 検察庁 HP より「被害回復給付金支援制度」。制度を利用したい場合、もよりの検察庁に申し出ることになります。

<https://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/>

^{xvi} NTT 東日本・NTT 西日本による、番号表示（ナンバーディスプレイ）、非通知拒否（ナンバーリクエスト）サービス。70 歳以上、又は 70 歳以上の家族の方と同居している契約者が対象となります。

<https://faq.ntteast.co.jp/kb/ja/article/%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%83%87%E3%82%A3%E3%82%B9%E3%83%97%E3%83%AC%E3%82%A4%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%83%AA%E3%82%AF%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%88%E3%81%8C%E7%84%A1%E5%84%9F%E5%8C%96%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8B%E6%9D%A1%E4%BB%B6%E3%82%92%E6%95%99%E3%81%88%E3%81%A6%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84%E3%80%82?categoryId=cidpt6svr0h8a9ni1nn0>

警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ「固定電話の番号表示・非通知拒否サービス」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/service/>

^{xvii} 国際電話利用契約の利用休止申請(このページには通信各社の連絡先も掲載されています)

<https://www.kokusai-teishi.com/>

国際電話不取扱受付センター電話番号 0120-210364

警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ「みんなでとめよう国際電話詐欺」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/international-phone/>

^{xviii} 警視庁特殊詐欺対策本部特殊詐欺根絶プログラム・東京。詐欺グループからの電話音声などを確認できます。

<https://action.digipolice.jp/>

秋田県警特殊詐欺最新の手口。詐欺グループからの電話音声などを確認できます。

<https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/sp-fraud>

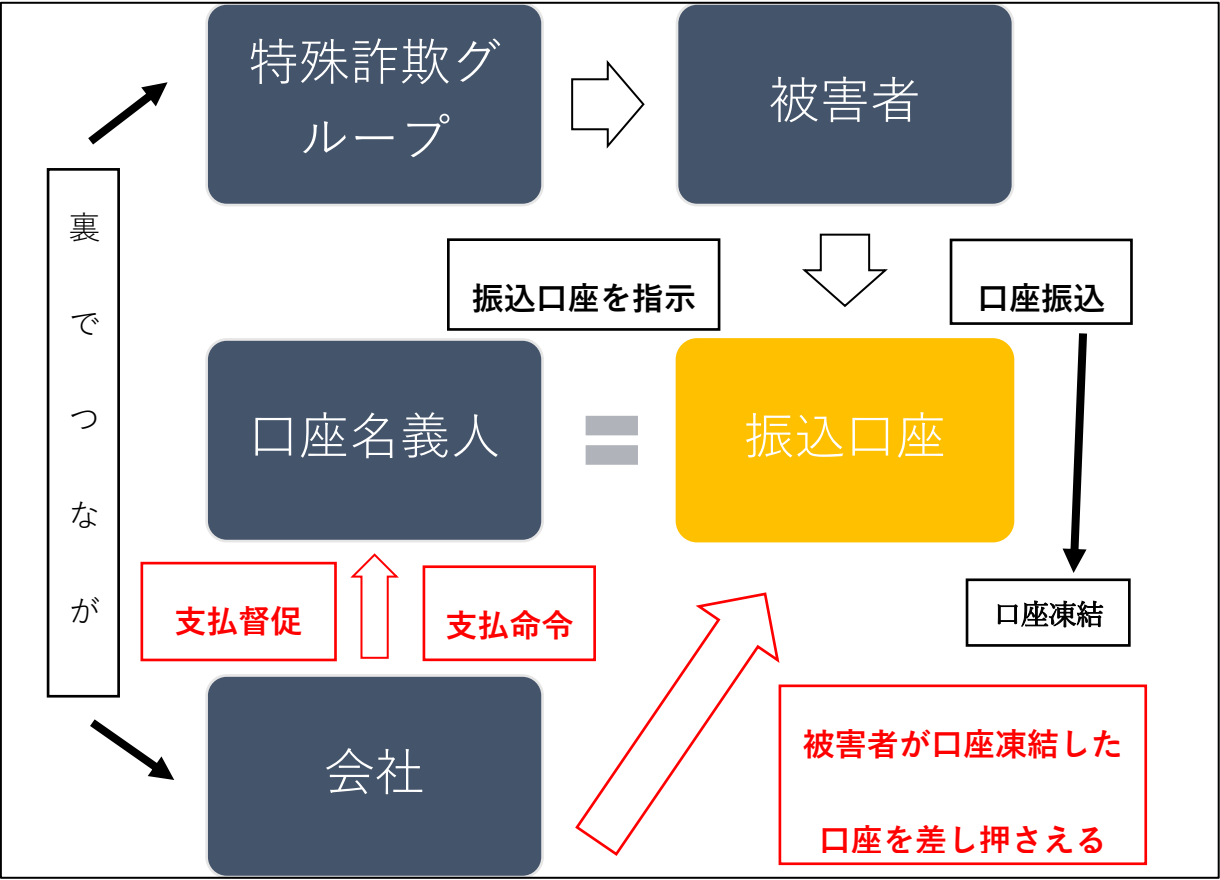
^{xix} 東京都 HP「匿名・流動型グループ（通称トクリュウ）」東京都生活文化局都民安全総合対策本部

闇バイトなどでトクリュウと知らずに仲間に入ってしまった人の相談先など掲載。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/bouryokudan/bouhaiibent/0000002306

^{xx} 警察庁「トクリュウ」捜査 集中的な取締り行う新体制 発足へ（NHKNEWSWEB2025 年 5 月 22 日 17 時 50 分）

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250522/k10014813051000.html>



支払督促による差し押さえ（図解）